

# 横浜女子短期大学学則

## 第1章 総 則

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教主義による女子の円満なる人格を涵養し、広い知識と豊かな教養を授けることを目的とし、あわせて、児童の福祉と幼児教育に関する専門的知識と実践による技術を教育し、もって社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的達成、及び、教育・研究水準の向上を図るため、自己点検・評価を行うものとする。
- 3 自己点検・評価実施については別にこれを定める。
- 第2条 本学は、横浜女子短期大学と称する。
- 2 本学の所在地は、神奈川県横浜市港南区港南台四丁目4番5号とする。
- 第3条 本学に、保育科をおく。
- 第4条 本学の修業年限は、2カ年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。
- 第5条 本学の入学定員は、200名、総学生定員は、400名とする。
- 2 1学級の構成員数は50名を上限とし、各学年4学級構成を原則とする。ただし、より効果的な学習の達成を図るため、学級数を調整することがある。

## 第2章 学年、学期及び休業日

- 第6条 本学は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 学年を次の2学期に分ける。
- |       |                  |
|-------|------------------|
| 前 学 期 | 4月1日から9月30日まで    |
| 後 学 期 | 10月1日から翌年3月31日まで |
- ただし、後学期の開始時期については教育課程上の必要から9月下旬とすることがある。
- 第8条 休業日は、次のとおり定める。
1. 土曜日及び日曜日
  2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  3. 春季休業 3月20日より3月31日まで
  4. 夏季休業 8月1日より9月30日まで
  5. 冬季休業 12月25日より1月6日まで
  6. その他 学長が必要と認めた日

- 2 休業期間中であっても必要があるときは、授業等を行なうことができる。
- 3 教育課程上の必要から実習については、休業期間であっても、これを実施する。

第9条 1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含めて35週とする。

### 第3章 入学、休学、転学、退学及び復学

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号に該当する女子でなければならない。

1. 高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者  
（通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 外国において学校教育12年の課程を修了した者
4. 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格した者
5. 文部科学大臣の指定した者
6. 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第11条 入学志願者は、次の書類に所定の検定料を添えて指定の期間内にこれを提出しなければならない。

- イ. 入学志願票
- ロ. 志願者調査票
- ハ. 卒業（見込）証明書
- ニ. 出身学校長調査書

- 2 入学志願者に対しては、選考の上入学を許可する。

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。入学に関する手続は学校が定める。

第13条 病気又は事故のため3カ月以上修学することができない者は、理由を記して保証人連署のうえ、休学を願い出ることができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学の願い出は教授会の議を経て学長がこれを許可する。
- 3 休学期間の開始は、願い出に関して承認を行う教授会の開催日以降とする。

第14条 休学の期間は2年以内とする。ただし、休学期間中であってもその理由がなくなつたときは、復学を願い出ることができる。

第15条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出なければ

ばならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添えなければ  
ならない。

2 退学の願い出は教授会の議を経て学長がこれを許可する。

3 退学の期日は、願い出に関して承認を行う教授会の開催日以降とする。

第16条 一旦退学した者が2カ年以内に再入学を願い出た場合は、相当学年に再  
入学させることがある。

2 前項の規定により再入学を許可された者は、第28条に定める入学金及び  
授業料を納入しなければならない。

第17条 止むを得ない事情によって、他の同一目的の短期大学に転学を願い出た  
場合は、これを許可することがある。

2 他の大学から転入学を希望する者がある場合には、欠員のある場合に限  
り選考の上これを許可する。

第18条 入学、休学、退学、復学、転学は、教授会の議を経て学長がこれを定め  
る。

#### 第4章 教育課程

第19条 本学の教育課程は、次のとおりとする。

学 科	授 業 科 目	授業形態	必修単位数	選択単位数	履修年次
保 育 科	教養科目				
	キリスト教の精神Ⅰ	講義	1		1年次
	キリスト教の精神Ⅱ	講義	1		2年次
	教 養 演 習	演習	1		1年次
	保 育 総 合 演 習	演習	1		2年次
	哲 学	講義		2	1年次
	心 理 学	講義		2	1年次
	生 物 学	講義		2	1年次
	日 本 国 憲 法	講義		2	1年次
	情 報 機 器 の 操 作	演習		2	1年次
	外国語科目				
	英 語 Ⅰ	演習	2		1年次
	英 語 Ⅱ	演習		2	2年次
	保健体育科目				
	体 育 実 技	実技	1		1年次
	体 育 講 義	講義	1		1年次

	専門教育科目				
	保 育 原 理	講義	2		1 年次
	教 育 原 理	講義		2	1 年次
	保 育 者 論	講義	2		2 年次
	カリキュラム論	講義		2	1 年次
	特別支援教育の基礎と方法	講義		2	2 年次
	障 害 児 保 育	演習		2	2 年次
	社 会 福 祉	講義	2		1 年次
	子ども家庭福祉	講義	2		1 年次
	子ども家庭支援論	講義		2	1 年次
	子 育 て 支 援	演習		1	2 年次
	社会的養護Ⅰ	講義	2		1 年次
	社会的養護Ⅱ	演習		1	2 年次
	子どもの保健	講義	2		1 年次
	子どもの健康と安全	演習		1	2 年次
	子どもの食と栄養A	演習	1		1 年次
	子どもの食と栄養B	演習	1		2 年次
	乳 児 保 育 Ⅰ	講義	2		1 年次
	乳 児 保 育 Ⅱ	演習		1	1 年次
	保育の心理学(発達)	講義	2		1 年次
	保育の心理学(学習)	講義		2	1 年次
	子ども家庭支援の心理学	講義		2	2 年次
	子どもの理解と援助	演習		1	1 年次
	教 育 相 談	講義		2	2 年次
	保 育 内 容 総 論	演習		1	1 年次
	保 育 内 容 研 究	演習		2	2 年次
	健 康	演習	1		1 年次
	健 康 の 指 導 法	演習		1	1 年次
	人 間 関 係	演習	1		1 年次
	人間関係の指導法	演習		1	1 年次
	環 境	演習	1		1 年次
	環 境 の 指 導 法	演習		1	1 年次
	言 葉	演習	1		1 年次
	言 葉 の 指 導 法	演習		1	1 年次

	音 楽 表 現	演習	1		1年次
	音楽表現の指導法	演習		1	1年次
	造 形 表 現	演習	1		1年次
	造形表現の指導法	演習		1	1年次
	子どもの生活と遊びⅠ	演習		1	2年次
	子どもの生活と遊びⅡ	演習		1	2年次
	子どもの生活と遊びⅢ	演習		1	2年次
	保 育 方 法 論	演習		1	2年次
	保育環境構成技術(音楽)Ⅰ	演習		2	1年次
	保育環境構成技術(音楽)Ⅱ	演習		2	2年次
	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習		2	2年次
	保育実習				
	保 育 実 習 Ⅰ	実習		4	1・2年次
	保 育 実 習 Ⅱ	実習		2	2年次
	保 育 実 習 Ⅲ	実習		2	2年次
	保育実習指導Ⅰ	演習		2	1・2年次
	保育実習指導	演習		1	2年次
	教育実習				
	教 育 実 習	実習		4	2年次
	教育実習指導	実習		1	1・2年次

## 第5章 履修方法及び課程修了の認定

第20条 学生は、学年始め1週間以内に、履修しようとする授業科目を選択して、届け出なければならない。

ただし、届出後の変更は許可しない。

第21条 授業科目を履修した者には、所定の単位を与える。

2 各授業科目に対する単位数は、次の各号に基づいて計算する。

- (1) 講義については、1時間の講義に対し教室外における2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、2時間の演習に対し1時間の準備を必要とすることを考慮し、30時間の演習をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については15時間をもって1単位とする。
- (3) 実習および実技については、実習ないし実技設備を備えた場所等

において行なわれるものであることを考慮し、45時間の実習・実技をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間をもって1単位とする。

(4) なお原則として授業時間は、90分をもって2時間とみなす。

第22条 学生は、本学に2年以上在学し、次の各号により62単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養科目については、外国語1科目2単位、保健体育科目2科目2単位を含めて、7科目12単位以上を修得すること。

(2) 専門教育科目は、50単位以上を修得すること。

2 幼稚園教諭二種免許状の取得要件は別に定める。

3 本学保育科の指定保育士養成施設としての入学定員及び総定員については別にこれを定める。また、保育士資格の取得要件は別に定める。

4 既修得単位の認定に関する細則は別に定める。

第23条 単位の修得の認定は、授業科目の履修時数と試験の成績によって行なう。

2 前項試験の成績の評価は秀・優・良・可・不可をもって表わし、可以上を合格とする。

3 成績段階区分は次の通りとする。

秀 —— 90点以上 100点まで

優 —— 80点以上 89点まで

良 —— 70点以上 79点まで

可 —— 60点以上 69点まで

不可 —— 59点以下

第24条 各授業科目について、欠席時数が学則の定める授業時数の3分の1を超えた者には、当該授業科目の単位を与えない。

第25条 試験は、学年末に行なう。ただし、必要がある場合は、学期末に行なうことができる。

第26条 病気その他止むを得ない事情により受験出来なかった者は、願い出によって追試験を受けることができる。

## 第6章 進級、卒業及び資格

第27条 本学に、2年以上在学し、第22条第1項の規定に従い62単位以上修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業と認定し、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 第22条第2項または第3項に定める所定の単位を修得した者には、それぞれ幼稚園教諭二種免許状又は指定保育士養成施設卒業証明書を与える。

- 3 なお、1年次において、休学となった者、3ヶ月以上長期欠席の者、または、1年次末において1年次卒業必修科目、別に定める選択必修科目合わせて7科目以上未修得となった者については、次年度も学籍を1年次に留め、進級を認めない。

## 第7章 学 費

第28条 本学の学費は別表1の通り定める。

- 2 学費は別に定める納入期限及び納入方法により、学期単位で一括納入するものとする。ただし、年度単位の一括納入も認める。

第29条 一旦納めた納入金のうち、既に開始された学期にかかる納入金については、いかなる理由があっても返還しない。

第30条 授業料は、出席の有無にかかわらず納付しなければならない。ただし、第13条の規定により所定の手続きを経て休学した場合は、この限りではない。

第31条 無断で授業料の納付を怠っている者は、除籍することがある。

第32条 授業料を納付しない者は、納付した上でなければ、試験を受けることができない。

## 第8章 公 開 講 座

第33条 本学に、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座に関する細則は別に定める。

## 第9章 附 属 施 設

第34条 本学に、図書館をおく。

- 2 図書館に関する細則は別に定める。

## 第10章 職 員 組 織

第35条 本学に次の職員をおく。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員

- 2 前項のほか、副学長をおくことができる。

第36条 本学職員の区分及びその任務は、次のとおりである。

学 長 校務全般を掌り所属職員を統督する。

副 学 長 学長の職務を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

教 授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教

	授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
助教	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助手	教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
事務職員	上記以外に事務職員をおく。校務を処理する。

## 第11章 教授会

- 第37条 本学に教授会をおき、学長、副学長及び教授をもって組織し、必要な場合は准教授、その他の職員を加えることができる。
- 第38条 学長は、教授会を招集してその議長となる。学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した者が議長の職を代行する。
- 第39条 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
1. 学則、その他教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
  2. 教育課程及び研究に関する事項
  3. 試験及び単位の認定に関する事項
  4. 入学、転学、退学、休学、卒業及び賞罰に関する事項
  5. 学生の生活指導に関する事項
  6. その他、学長が諮問する事項

## 第12章 科目等履修生

- 第40条 本学の授業科目につきその一部について受講を希望する者がある時は、その学力を考査し科目等履修生としてこれを許可することがある。
- 第41条 科目等履修生として入学を希望する者は、その受講しようとする授業科目を記載した願書を学年始めに提出しなければならない。
- 第42条 科目等履修生はその履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 2 試験に合格した者は願により単位修得証明書を交付する。
- 第43条 科目等履修生には第28条より第32条までの規定を準用する。

### 第13章 賞 罰

第44条 本学学生にして、特に優秀なる者に対しては、教授会の議を経て学長はこれを褒賞することがある。

第45条 本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、又は卒業の見込みのない者に対しては、教授会の議を経て学長はこれを退学、停学、訓告処分に附することができる。

### 附 則

この学則は令和4年4月1日から実施する。

別表1 学費（納入金）に関する規定

入学検定料	30,000円
-------	---------

1年次

種別	前期	後期	合計
入学金	250,000円		250,000円
授業料	405,000円	405,000円	810,000円
施設維持費	140,000円	140,000円	280,000円
合計	795,000円	545,000円	1,340,000円
納入期限	入学手続時	該当年度の10月5日	

2年次

種別	前期	後期	合計
授業料	405,000円	405,000円	810,000円
施設維持費	140,000円	140,000円	280,000円
合計	545,000円	545,000円	1,090,000円
納入期限	該当年度の4月5日	該当年度の10月5日	

1. 学費については、年度単位で一括納入をすることができる。
2. 1年次前期の学費について、入学金以外は3月末日までの納入も可とする。
3. 1年次留年生については、2年次表を適用する。
4. 納入金の納入は、指定銀行に振り込むものとする。

制定

昭和41年 4月 1日

改正

昭和 43年 10月 1日	平成 12年 4月 1日
昭和 45年 3月 31日	平成 14年 4月 1日
昭和 47年 3月 31日	平成 15年 4月 1日
昭和 48年 4月 1日	平成 15年 11月 1日
昭和 49年 4月 1日	平成 16年 4月 1日
昭和 50年 4月 1日	平成 17年 12月 1日
昭和 51年 4月 1日	平成 18年 4月 1日
昭和 52年 4月 1日	平成 19年 4月 1日
昭和 53年 4月 1日	平成 20年 4月 1日
昭和 54年 4月 1日	平成 22年 4月 1日
昭和 55年 4月 1日	平成 23年 4月 1日
昭和 56年 4月 1日	平成 27年 4月 1日
昭和 57年 4月 1日	平成 31年 4月 1日
昭和 58年 4月 1日	令和 4年 4月 1日
昭和 59年 4月 1日	
昭和 60年 4月 1日	
昭和 61年 4月 1日	
昭和 62年 4月 1日	
昭和 63年 4月 1日	
昭和 元年 4月 1日	
平成 2年 4月 1日	
平成 3年 4月 1日	
平成 4年 4月 1日	
平成 6年 4月 1日	
平成 7年 4月 1日	
平成 8年 4月 1日	
平成 9年 4月 1日	
平成 10年 4月 1日	